

南宋期 鎮江府の秋苗米と原額

長 井 千 秋

はじめに

唐末五代以来の節度使・藩鎮体制の武断政治の下で分権化していた地方政治を改廃し、民政・財政・軍政の三権を全て中央に集中し、文治主義の下強力な中央集権体制を確立したとされるのが、従来の一般的な宋朝像である。^①こうした所謂唐宋変革の認識を大かた少なかれ前提としながら、これまでの宋代史研究は進められてきたと言えよう。財政史研究についても、やはりこの「中央集権化された財政」という視点は強固であって、それゆえ従来の宋代財政史研究においては、国家財政レベルでの制度的・数量的考察が先行し、王朝レベルあるいは中央レベルにおける財政状況をそのまま下位の路や特に府州レベルの財政解釈へと敷衍してしまう傾向が見られる。これは、行政としては最下位の府州・県を対象とした財政研究の絶対量の少なさと、「地域史」の文脈に

おける多様性をふまえた上での比較研究という発想の欠如も一つの原因となっており、中央と路・府州・県の財政をつなぐ環の弱さを結果しているように思われる。^③

こうした観点から南宋時期の鎮江府を一つの題材として考えた場合、その宋代としては例外的に豊富な両税をはじめとする数量データが残存すること、しかもそれが従来の研究においてはごく部分的にしか利用されていないこと^④、それにその地理的位置——長江と大運河の交差点、建康の東隣、淮東総領所所在地——からするとこの経済的・軍事的な意味合いの重要性、またこれまで鎮江府財政についての専論は無いことからして、府州財政の解明には恰好の対象と言えるのである。

本稿では、宋代財政像再検討の足掛かりとして両税秋苗米の「原額」を取り上げる。唐代後半期以後明代に至るまで国家の正税として、国家の財政収入の中心をなしてきたのが土地税たる兩

税であり、兩税の税目中最も重要であり兩税の根幹となっていたのが秋苗米であった。一度決められた税額や課税対象の土地面積が、一王朝を通じてさらには次の王朝においても固定され変更されることなく尊重され続けるという所謂「原額（主義）」^⑤の存在は、明清時代の財政に関してはいわば常識的知見に属するが、宋代についてはいまだ共通認識を得るには到っていない。北宋景德四年（一〇〇七）に設定されたとされる東南六路——兩浙・淮南・江東・江西・湖南・湖北——から首都の開封及び沿辺地域へ送られる上供漕運米の「原額（＝祖額）」に対しては、いくつかの研究が考察しているものの、最末端の行政単位である府州・県の財政の現場での「原額」を正面から取り上げた研究は皆無に近い。

府州・県財政における「原額」の存在の有無の検証は、宋朝政府の財政基調とその財政的特質を検討する上での重要な指標となり得るものである。以下の考察では、宋代府州・県において兩税秋苗米の「原額」は存在したのか、存在したとすれば府州と県のいずれの財政レベルにおいてなのかということについて、鎮江府を題材としながら考えてみる。

- ① 例えば、日野開三郎編著『東洋中世史 三』（平凡社、一九三九）第一篇第二章「一 宋の一統・中央集権制度の確立」（日野開三郎）、周藤吉之・中嶋敏著『中国の歴史 五代・宋』（講談社、一九七四）

② 宋政権の成立と官僚体制（周藤吉之）、和田清編『支那官制発達史』（汲古書院、一九四二、一九七三年再版）第六章第一節「中央集権政治の確立」（中嶋敏）、竺沙雅章『征服王朝の時代』（講談社現代新書、新書東洋史③）中国の歴史③、一九七七）第3章「1 宋の統一」など参照。

③ 宋代の府州（県）財政を扱った専論としては、小岩井弘光「宋代地方財政管見——南宋兩浙地方における兵米に關連して——」（『集刊東洋学』二一、一九六四、五九と七〇頁）、八木充幸「南宋地方財政の一検討」（『集刊東洋学』四四、一九八〇、三七と四九頁）、汪聖鐸「宋代地方財政研究」（『文史』二七、一九八六、八九と一三三頁）がある。

④ 注②で挙げた三論文の他、府州以下の財政に關係する研究としては以下のものがある。梅原都「南宋兩稅制度雜攷——中國王朝の徵稅体系——」（『國家——理念と制度——』、一九八九、四二と四七七頁）、草野靖「宋の通判と財政」（『東洋史学』二三、一九六一、四一と五七頁）、同「南宋財政における会子の品搭取支」（『東洋史研究』四一—二、一九八二、九四と一二四頁）、小岩井弘光「北宋末・南宋の就糧禁軍について——宋代兵制史研究の一環として——」（『國土館大学文学部人文学会紀要』一〇、一九七八、八五と一〇〇頁）、同「南宋の軍資庫について」（同二、一九七九、七九と九五頁）、佐伯富「宋代の公使錢について——地方財政の研究——」（『東洋学報』四七—一、二、一九六四、のち『中国史研究 第二』所収）、同「宋代の公使庫について——地方財政の研究——」（『史林』五三—一、一九七〇、のち『中国史研究 第二』所収）、周藤吉之「南宋の糶米と倉吏・糧戸との關係」（『鈴木俊教授還曆記念東洋史論叢』、一九六三、のち『宋代史研究』一六三—一七九頁所収）、宮崎市定「宋代州縣制度の由来とその特色——特に衙前の変遷について——」（『史林』三六一—二、一九五三、のち『アジア史研究 第四』五三—八六頁所収）、

八木充幸「北宋後期における役法・保甲法と地方財政」『集刊東洋学』四〇、一九七八、六九〇～八一頁。

④ 鎮江府の兩税等の数量データは、『嘉定鎮江志』及び『至順鎮江志』に残されている（以後、兩地方志は『嘉定志』、『至順志』と略称する）。こうした数値を利用したものとしては、周藤吉之「南唐・北宋の治徴」『和田博士古稀記念東洋史論叢』、一九六〇、のち『宋代經濟史研究』五五七～五七二頁所収）、植松正「元初江南における徵稅体制について」『東洋史研究』三三一、一九七四、二七六～二八二頁）、宮沢知之「宋代先進地帯の階層構成」『慶慶史学』一〇、一九八五、二五～八二頁）、梅原前掲一九八九論文、斯波義信「宋代江南秋苗額考」『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』、一九八六、三〇三～三一九頁）等があり、これらにおいては、鎮江府の沿納稅目や秋苗米をはじめとする兩税各項目の總量が利用されている。

⑤ 原額主義とは、先の王朝あるいは当王朝のある時点で設定された（土地）稅徵收量や登録土地面積・戸口数などが改変されることなく、後代においても尊重され受け継がれていくという中国王朝に特徴的な財政原則である。宋代に関しては、斯波氏が前掲一九八六及び後出の一九八七論文で東南六路上供米額についてその原額主義を明確に指摘するまで、宋朝財政史における原額・祖額存在の指摘は皆無と云ってよい。管見の限りでは、宮崎市定「宋元の經濟的狀態」中の「宋元の財政、兩税法と専売制度」（羽田亨監修『東洋文化史大系 宋元時代』誠文堂新光社、一九三八、一四二～一四五頁）において、「それで最初定められた兩税の額は殆ど動かないのであるが、あとから加へられた附加稅の方が重く……」（一四三頁下段）という記述が兩稅原額存在を示唆しているのみである。加耗・支移・折變・和買・和糶等の附加稅による稅負担の増大が説かれることはあっても、兩稅祖額と原額主義の存在は見逃されてきたのである。最近梅原氏も一九八九

論文で、宋代福州の産錢の祖額の持続性を指摘し、従来の宋朝財政像の再検討を促しておられる（四四二～四四六頁）。その他原額に關しては、何炳棣「南宋至今土地数字の考釋和評價」(B)、『中國社會科學』一九八五年第2・3期、一三三～一六五、一二五～一六〇頁）が、(田賦)原額を尊重する觀念は宋代にも溯りうることを述べ、田賦原額と田土原額との密接な關連性を指摘している（同、二五～二六頁）。清朝時代の田土原額・田賦原額、及び財政原則としての原額主義については、Wang Yeh-chien (王業建)『Land Taxation in Imperial China, 1750-1911. Harvard University Press, 1973. P. 110～111頁——第二章「土地稅の運用」の一番目の節に當る「土地登記」の部分——、岩井茂樹「中國專制國家と財政」『中世史講座 6 中世の政治と戰爭』、一九九二、二七三～三〇〇頁）、同「徭役と財政のあいだ——中國稅・役制度の歴史的理理解にむけて（一）（二）（三）（四）——」『經濟經營論叢』（京都産業大學）二八四～二九一～三、一九九四）を参照。特に最後に挙げた岩井一九九四論文は、明清時代における財政を原額主義で読み解いた注目すべきものである。

⑥ 青山定雄「宋代における漕運の發達」（原題「北宋の漕運法に就いて」『市村博士古稀記念東洋史論叢』、一九三三、のち『唐宋時代の交通と地誌地圖の研究』三二七～四四四頁所収）、斯波義信「宋代市糶制度の沿革」『青山博士古稀記念宋代史論叢』、一九七四、一二三～一五九頁、のち『宋代江南經濟史の研究』所収）、同前掲一九八六年論文、同「宋代長江下流域の生産性」(日野開三郎博士頌壽記念論集 中國社會・制度・文化史の諸問題)、一九八七、九二～一二七頁、のち『宋代江南經濟史の研究』所収。

一 南宋期の鎮江

まず次節以下での財政的考察の前提として、南宋期の鎮江府をめぐる基礎的諸状況について概観する。

鎮江は北宋期およびそれ以前においては、長江下流南岸そして揚州の対岸という地理的位置により、大運河の重要な経由点でありかつ渡江点でもあったのが、金軍の侵入により宋朝が南渡し大運河が淮水を境に断ち切られると、華北への漕運の必要はなくなり、かわって対金戦の最前線国境地帯である淮南の軍事的補給基地へと性格を変える。これに伴い鎮江には、南宋の実戦軍である部統司や後方兵站業務を担った総領所、それに転般倉・榷貨務都茶場等の財政機関が置かれることとなる。

鎮江府は当時の中国における最先進地域と言われる長江下流域の浙西地方に位置し、府下の属県は三つ——丹徒・丹陽・金壇——で、この府の領域が確定してくるのは唐の中・後期以降のことである。登録地目総数は宋代のもの不明であるが、元の至順時（一一三〇～一一三三）で三万七〇〇〇頃弱、また府下三県で、斯波氏の推計によれば府下の領域の全面積は三四〇五km²であり、隣接する建康府・常州や蘇州（平江府）・湖州等に比べて小さな行政区域であった。宋代の行政区分であろうところの兩浙西路の

最北端に位置し、斯波氏が積極的に利用される地域区分でも「長江下流大地域」の中核（コア）部分に属しているが、太湖周辺の蘇州等の所謂デルタ「畝田地域」というイメージとは異なっていたようである。

兩浙を農業構造の違いにより、「畝田地帯」・「陂塘地帯」・「中間地帯」の三つに分類する宮沢氏は、丹徒・丹陽県を陂塘地帯に、金壇県を中間地帯に入れている。地形的には金壇が最も低く、丹陽・丹徒と北に向かうに従って、つまり太湖方面から長江へ向けて地勢は高くなって行き、府下の農業地は低田が圧倒的多数を占めていたというわけではなく、高仰の田地の存在も特徴的で、水稻以外の大麥・小麦・蕎麥や豆菽の類の生産もすでに一般化していたようである。府下の食料事情、おそらくは府治の食料事情は、米穀の生産性・生産量ともに、北宋時中稔の年で、毎畝の産量二石（三石）に達していたとされる蘇州等のデルタ部よりは見劣りしていたがため、常に淮南などの米の搬入に頼っている状況にあった。総じて言えば、大土地所有——地主——佃戸制——の大規模な形での進展よりは、むしろ小土地所有と多角的な農業生産に基礎を置く小農民経営の広汎な存在がうかがわれるのである。

人口については宋代だけで八つの時期のデータが得られ、南宋前期（一一七〇頃）に停滞、末期（一二六五頃）に落ち込みを見

せるが、北宋初期（九八〇頃）から南宋中期にかけて着実に上昇を続けている。太平興國時（九八〇頃）の主客戶総数二万六五四七を二〇〇とすると、一二四（一〇二〇頃）→二〇四（仁宗期？）→二〇六（一〇八〇頃）→二四〇（一一〇二頃）→二四一（一二七〇頃）→四〇八（一二二三頃）→二七二（一二六五頃）となり、北宋期の安定した伸びと、南宋前・中期の急速な増大が特徴的である。人口（戸数）の都鄙分化——都市（坊郭）・農村（鄉村）比——は、鎮江府治を含む丹徒県が南宋期において都市部戸数三八%と、この時代としては相当高い値を示している。^①

北宋期鎮江は南北の大運河ラインと東西の長江ラインという交通の大動脈の十字路に位置しており、福建路・広南路の海洋船や海南地方の蕃船も盛んに寄港し売買を行っていた。^② こうした当該地域の商業及び交通・市場の発達の度合いをはかる目安の一つとして商税額の変化がある。鎮江府は「旧税額」一万七一九一貫、税務数六であったのが、熙寧十年（一〇七七）三万九五〇八貫、税務数八となり、約二三〇%の商税額の伸びを示しているが、両浙路一五州軍中「旧税額時」で十二番目、熙寧十年時で十一番目に当る。^③ 南宋になると、嘉定年間（一二〇八～一二二四）二〇万六二九八貫——都商税務・江口務——、咸淳年間（一二六五～一二七四）三三万六〇〇〇貫——都商税務のみ——と莫大な数に

上っている。^④ こうした北宋時とはけたちがいの商税額を示しているのは、やはり総領所の設置にみられるような南宋期における鎮江の財政・軍事上の地位の転換によってもたらされたものと考えられる。

① もと丹徒・丹陽・金壇・延陵の四県であったが、熙寧五年（一〇七二）に延陵県を廃して延陵鎮となして丹陽県に属せしめ、旧延陵県管下の各郷は三県に分隸させることとなる。『宋史』卷八八地理四「鎮江府」、「嘉定志」卷首「郡県表」、「至順志」卷三「郡都」。

② 鎮江府の領域は、「禹貢」で言うところの揚州の域に当り、最も古くは春秋時代に呉國の地として、後の丹徒県が朱方邑、丹陽県が雲陽邑として現れる。以後唐の中・後期に宋代の府の領域が確定するまでは、近隣の江陰軍・常州の一部や建康府と合わせたりというように、比較的広い行政区域であった。唐の光啓三年（八八七）に府の領域が確定してからは、五代・宋・元・明と変化なく受け継がれていく。また、鎮江府はもと潤州と言い、政和三年（一一一三）に府に升せられたのである。『嘉定志』卷首「郡県表」・卷二「地理」、『至順志』卷首「郡県表」、『統史方輿紀要』卷二五江南七「鎮江府」。

③ 前掲斯波一九八七論文二〇二頁の表4「長江下流域人口密度及其変化」参照。同表によれば、建康府・常州・蘇州・湖州の行政区域の面積は、それぞれ七〇八四km²・七七三五km²・八四〇四km²・六一九一km²である。元の至順時のものは『至順志』卷五「田土」参照。

④ 前掲斯波一九八七論文九五頁の図1、九六頁の表1、及び二一五～二一六頁の注⑩・⑪参照。

⑤ 前掲宮沢一九八五論文二九～三三頁参照。

⑥ 例えば渡辺忠世・桜井由男雄編『中国江南の稲作文化』（日本放送

出版協会、一九八四）八〇～八一頁の高谷好一氏作成の図4「江南デルタ地形区分図」でも大まかには確認できるし、以下の史料からも確かめられる。

・張綱『華陽集』卷三二「金壇縣放生池記」

……鎮江三邑、金壇地最居下、号为澤國、……

・劉宰『漫塘集』卷二三「金壇縣序壁記」

……其地北受丹徒、丹陽、東受武進、西受句曲諸山之水、皆匯於邑之南、又南匯于洮湖。田多下濕、夏秋積潦瀰漫。其上田、十日不雨、即涸。故其民儉而勤。……

・張國維『吳中水利全書』卷一三「王徽奏開五浦狀淳熙十年

鎮江府兵馬鈴轄王徽言、……且鎮江以往地勢極高、至常州地形漸低、錢塘江北地勢尤高、秀州地形漸低、而平江在最下之處、……

・同書卷一八「曹胤儒鎮江府境水道志」

鎮江據三郡上游、北負大江、地勢中高、受水甚少。唯南与漕河通、而北達於江。漕河之水流、東南順、北出於江逆。……鎮江府城地勢、至北益高、去太湖遠、無所通。唯漕渠、自嘉興歷蘇、常、直北流入鎮江界中、抵京口通江淮耳。……

・同書同卷「王臬金壇縣水道志」

……劉元和曰、按金壇地勢、西北為金陵諸山之麓、東南連震沢諸山之尾。故水皆發源於西北、而滂泄於東南。……

また、『至順志』卷五「田土」に載せる地目統計から、三県の「田」

「地」「山」の比率を計算すると、丹徒県が57・34・2、丹陽県が68・28・1、金壇県が76・17・5となり——田地山の他に「蕩」「池塘」「雜厓」が地目として挙がっているが、今これらの百分比は示していない。ゆえに三つの数字を合計しても100にはならない——、本文

の叙述及び本注の史料が表しているものと基本的に合致する。

⑦ 宋代の鎮江府の農業事情をうかがわせるものとしては次のようなもの

がある。

・『嘉定志』卷五「均役」。

郡当衝要、土瘠民貧、信使往来、差調繁重、所費復簡勞均。……

・『至順志』卷二「坊巷」。

坊隅之設、所以分城市之居民、成井邑之定制。潤齒下路、郡当要衝、土瘠民貧、無甲第巨室、富商大賈、其称上戸者、不過逐什一之利以肥其家耳。初匪厓産也。……

・同書同卷「郷都」。

郷都之設、所以治郊野之編氓、重農桑之庶務。潤皆中県、田高下不均、互有旱澇。雖道隸浙西、然非若他郡豪右兼丹之家、連阡亘陌、所收動計万石之比。……

・同書同卷「漕渠」。

漕渠之築、自秦始、歷代因之。輿図混一、茲郡当朔南衝要、貢賦徵輸、皆繇此渠、以達于江、而至于幾甸。然其地勢高亢、澗澗弗常。……

以上十分に修辭的表現を含んだものであり、最後のものは農田とは直接関係のない記述ではあるが、浙西の「畝田地帯」あるいは「大規模地主の普遍的存在」とは異なる像を読み取ることができる。次の黄震『慈溪黄氏日抄分類』卷七三の史料は、草野氏が先に一部引用されたもの——「唐宋時代に於ける農田の存在形態（特）」（『熊本大学法文論叢』三三史学篇、一九七四、五八～九七頁、特に七一～七二頁）——であるが、より具体的な情報を提供してくれらる。

・『申省控辭改差充官田所幹弁公事省劄狀』

……惟是浙右之地、濱海青山。鎮江、江陰及常州之晉陵、武進、循江而東、隄脈隆起、地陸而多乾。故鎮江、江陰從來不在和糶之數。常州畝數雖互蘇、秀略等、而和糶則半之。正以其風俗稍瘠、期、即種商、麥、豆、粟、不足充軍餉故也。……

・同書同卷「辭省割差下官田所鑄銅印及人吏狀」。

……以其所見、鎮江・江陰及常州之晉陵・武進、皆是沿江一帶、
 高埭、陸土、所種多係、蕎、麥、豆、粟、……他如常州、多種豆、麥
 或紅尖小米。其俗以白米為難得、而非白米不可以納官、故……

また、『康熙鎮江府志』・『康熙丹徒縣志』・『光緒丹徒縣志』・『光緒丹陽縣志』・『康熙金壇縣志』・『光緒金壇縣志』の各「災異」の部分より、（自然）災害の発生件数をひらいてみると――ただし南宋後期の理宗・度宗朝の約五十年を欠く――、南宋前・中期の約百年間に33回発生しており、うち水害が11回、旱害が15回、蝗害が2回で、旱害の方が多く、丹徒県が目立っている。

また、鎮江の米穀栽培については、周藤氏が『至順志』巻四「土貢」により、秬と糯に大別され、秬には大小があつて、大稲を秬、小稲を秠とし、大稲16種、小稲6種、糯9種の計31品種があり、秬稲の方が秠稲より品種がかなり多いので秬稲が多く作られていたようだが、とされている――「南宋に於ける稲の種類と品種の地域性」（『宋代經濟史研究』一九六二、一三九～二〇五頁、特に一八四～一八五頁）――。麦は『至順志』同卷同処に「有大、小之分。大麥之種有二。……小麥之種有三」とあり、北宋時にすでに夏税として大・小麥が恒常的に徴収されており、『嘉定志』巻五「常賦」の「夏税」の条に引く「祥符圖經」――、鎮江府下では麦の栽培は早くから普及していた――周藤「南宋における麦作の奨励と二毛作」（『日本学士院紀要』一三三・一四一、一九五五）のち『宋代經濟史研究』二二五～三二〇頁所収、特に二六三～二七〇、三〇一～三〇二頁）――。

⑧ 周藤「宋代の兩稅負擔」（『中國土地制度史研究』一九五四、五一～五三六頁）五二五～五二六頁、前掲斯波一九八七論文九六頁下段～九七頁下段参照。

⑨ 前注⑦で挙げた各史料からうかがえる。特に『慈溪黃氏日抄分類』

卷七三「申省控辭改差充官田所幹弁公事省割狀」中の、鎮江府は從來から和糴の対象外とされているという記述は注目に値する。

⑩ 『宋会要輯稿』食貨40―55（市糴糶）乾道九年十九日。

知鎮江府黃鈞言、准指揮、踏逐本府及總領所近水次順便空閑倉數及無用官倉、委官置場、收糴米一十萬碩、就本處轉管、竊、緣、本府、產、米、穀、不、多、全仰淮南上江、客、旅、米、斛、接濟食用。若依市價招糴、恐傍近州、必有客旅前來中糴。……

・同41―15（和糴）淳熙十三年八月二十四日。

淮東總領所言、……昭對、鎮江府止管三邑、所產不多、全仰淮、東、州、軍、糶、去、處、收、糴。……

こうした食料自給性の低さは、域内の運河沿いの地区では農業水利よりは運河の水量調節が優先されたであろうこと、そして府下に多数駐留する大軍兵士やその家族の存在も要因として考慮する必要がある。

⑪ 『太平寰宇記』卷八九、『元豊九域志』卷五、『宋史』卷八八、『至順志』卷三。南宋時の丹徒縣の都市部戸数三八％は、『至順志』巻三「戸口」に嘉定年間と咸淳年間の数値が見え、嘉定年間は「府城廂戸十江口鎮戸十丹徒縣戸」を丹徒縣の總戸数とし、「府城廂戸十江口鎮戸」を都市部戸数として計算し、また咸淳年間は「在城五隅戸十丹徒縣戸」を總数とし、「在城五隅戸」を都市部戸数として計算した結果、いずれの時期にも当てはまる。梁庚堯「南宋的農村經濟」（聯經出版事業公司、一九八四）一〇～一一頁参照。また南宋時期の都市・農村戸数比については、梁同書七～一〇頁の表一「南宋郡縣坊郭・鄉村戸數及比率」に詳しい。同表に載せる南宋期の丹徒縣を除く一三州・軍・県の中で丹徒縣を越える数値を示しているのは、嘉定年代（一二〇八～一二二四）の真州揚子縣の四六％のみであり、他はほとんど二〇％以内の数値である。

⑫ 『宋会要輯稿』食貨五〇——一建炎三年三月四日。

臣僚言、自來閩広客船并海南蕃船、至鎮江府、買壳至多。昨緣西兵作過并裝遇徒党劫掠、商賈畏懼不來。今治江防拓敵讎、別無他虞、遠方不知。欲下兩浙・福建・広南提舉市船司招興販、……

斯波義信『宋代商業史研究』(一九六八)第二章「宋元時代における交通運輸の発達」第一節「運船業の基礎構造」五七頁参照。

⑬ 加藤繁『宋代商稅考』(『史林』一九一四、一九三四、のち『支那經濟史考証』下卷)一七六〜二二二頁所収)二〇〇〜二一八頁参照。

⑭ 『至順志』卷六「賦稅」——子目を欠いているがおそらく「課程」の条——に引く『嘉定志』及び『咸淳志』。この『咸淳志』の割注には、「江口務、旧例月以四万貫、為額比較、除本府分隸諸司外、余辰解府」とあることから、都稅務を越える稅取を江口務はあげていたらしい。

二 鎮江府の秋苗米データ

前述のとおり、土地稅における「原額」とは、先の王朝もしくは当王朝のある時期に決められた稅の徵收量が、以後の時期さらには後の王朝においても固定稅額・不変稅額また稅徵收量の上限として尊重され受け継がれるものであり、王朝の財政姿勢・財政基調においては「原額主義」として現象する。大雑把に言うに従来は、金・モンゴルなど西・北方の異民族諸國家との軍事的緊張・和戦という状況の中で、宋朝は軍費捻出のため際限なく稅目や稅徵收量を増加させていき、農民はその重稅にあえぎ、ついに國家は滅亡に到るといふ図式が描かれてきたと言えよう。史料の

數量的にも根拠を有するこのようなイメージが強調される中では、原額や原額主義の存在は当然発想され得ないものであったのである。①

こうした中で斯波氏の宋初における東南六路上供米原額の存在の實証と、宋朝の稅法の大綱としての原額主義・量入制出原則・輕徭薄賦方針の指摘は重要であり、宋代財政像を変えうる重大な意味内容を含んでいる。

ところで、氏が明らかにされたのは、一〇〇七年の上供原額六〇〇万石の設定・維持とその南宋における實質的削減という、比較的マクロ——路レベル以上——な事実と、府州レベルでの通時的な觀察の結果としての兩稅秋苗米額の靜的な停滯という、比較的ミクロな事実である。本稿の考察と関わるのは後者であり、氏の提示された江南の十三の府州のうち、北宋・南宋を通じて秋苗米額の推移がたどれるのは蘇州と鎮江府のみである。④しかし氏は「これらの中で、一貫して推移が徴せるのは蘇州においてである」⑤とされ、蘇州には劣るものの、北宋期に一つ、南宋期には三つ、計四つの時期の數値が得られる鎮江府は考察の外に置いたまま、秋苗米額の靜的停滯という結論を導いておられる。実は鎮江府の四つの時期の秋苗米データは靜的な推移は表しておらず、むしろ北宋から南宋にかけて急激な増加——約二倍——を示してい

南宋期 鎮江府の秋苗米と原額（長井）

表1 鎮江府の秋税（宋～元）

『嘉定鎮江志』卷5『至順鎮江志』卷6

単位	税目	県別	時期	大中祥符 (1008-16)	嘉 定 (1208-24)	宝 祐 4 (1256)	咸 淳 (1265-74)	至 順 2 (1331)
匹	税布	丹 丹	徒 陽 墩	1374	1264			
				2781	1142			
	計			5038	6853			
	折外布			1113				
	計			1113				
領	鹽			17440	22638			
				23041	34480			
	計			13160	17941			
	計			51660	75060			
石	粳米			21068	30797		24373	25226
				20956	44022		39654	55883
		計			11148	34247		65142
		計			52273	109066	99368	146251
	糯米				380		327	
					3173	2597	2374	11
		計			2819	3600	2939	1500
		計			5992	6577	5675	1511
	塩米				6567			
					8616			
		計			5302			
		計			20496			
白糯米							980 (内耗 64)	
							2057 (〃 135)	
	計						2161 (〃 123)	
	計						5198 (〃 321)	
白粳米							175 (内耗 11)	
							340 (〃 22)	
	計						235 (〃 15)	
	計						749 (〃 49)	
香糯米							879 (内耗 39)	
							1909 (〃 87)	
	計						6645 (〃 308)	
	計						9433 (〃 433)	
籼米							25935	
							1930	
	計						27865	
公田租米						20917		
						41205		
	計					72537		
	計					134659		
大豆					359			
				3173	2527			
	計			2680	3383			
	計			5853	6270			
黄豆							377	
							233	
	計						3	
	計						613	
白水種租錢					108			
					7			
	計				116			
布豆蔴錢							3997	
							15364	
	計						(10122?)	
	計					32888	29483	
中統鈔							12721	
							3313	
	計						2	
	計						16601	

- ・単位——匹・石など——以下の値は四捨五入した。
- ・大中祥符時の延陵県の数値は丹陽県に繰り込んだ。
- ・至順2年の数値のうち録事司のそれは丹徒県に繰り込んだ。

るのである——表1参照——。それ故か氏は、六路上供米原額の存在は明言されるものの、府州における秋苗原額の存続については慎重になっておられるように思う。⁶⁾

表1によると、宋代鎮江府では北宋の大中祥符時(一〇〇八—一六)、南宋の嘉定時(一二〇八—二四)、宝祐四年(一二五六)、咸淳時(一二六五—七四)の四つの時期の兩税統計が残されており、うち宝祐四年以外は全て各県ごとの数値も見える。秋税中の米穀税目としては粳米・糯米・塩米の三つが挙がっている。このうち糯米は南宋前・中期にやや増加——一〇%弱—七%弱——しているが、末期の咸淳年間には北宋大中祥符時とほぼ同じ徴収量——大中祥符の約九五%——に下がっており、量的な変化はほとんど見られない。ここで問題となるのは、兩税秋苗米の根幹をなす粳米と沿納税目の塩米である。⁷⁾

粳米は鎮江府全体で、北宋の五万二千七三石(大中祥符)から、南宋の一〇万九〇六六石(嘉定)、九万九三六八石(宝祐四)、九万二千九〇石(咸淳)と推移しており、北宋に比べ南宋ではそれぞれ二・〇九倍(五万六七九三石増)、一・九倍(四万七〇九五石増)、一・七七倍(四万一七石増)と大幅に増加している。一方塩米は、大中祥符時には二万四九六石徴収されているが、南宋中頃の嘉定年間には税目自体が無くなっている。府下の各県の粳

米は、丹徒県が二万一〇六八石(大中祥符)↓三万七九七石(嘉定)↓二万四三三七石(咸淳)、丹陽県が二万九五六石↓四万四〇二二石↓三万九六五四石、金壇県が一万一四八石↓三万四二四七石↓二万八二六四石と推移している。これからすると、秋苗粳米徴収量は決して「静的な停滞」は示しておらず、北宋から南宋にかけて明らかな増加を見せている。

だが注意しなければならないのは、北宋期には見えているが南宋になると消えてしまう「塩米二万四九六石」である。この二万石余という数量は相当地な値であり、北宋時に兩税税目として存在し徴収されていた——府下の財源の一つとして鎮江府(県)財政の中に組み込まれていた——塩米が、南宋になると全額免除されて無くなってしまったとは考え難い。おそらく、北宋の中・後期あるいは南宋初期に、沿納税目としての性格を明らかに示す塩米という名称をやめ、粳米中へと繰り込まれたと考えるのが妥当である。⁸⁾そこで、大中祥符時の粳米と塩米を合算すると「七万二千六九石」となり、これを基準量として前出の南宋各時期の粳米徴収量と比べてみると、嘉定時は約一・五倍(三万六二九七石増)、宝祐四年は約一・三七倍(二万六五九九石増)、咸淳時は約一・二七倍(一万九五二石増)となる。先の粳米を比較した時の増加率よりは下がっているものの、やはりかなりの増加を示し

ており、府のレベルでの北宋期以来の原額維持という評価はなし得ないがごとくである。各県についても同様の比較をすれば、嘉定時には丹徒県が一・一一倍、丹陽県が一・四九倍、金壇県が二・〇八倍となり、咸淳時には丹徒県が〇・八八倍、丹陽県が一・三四倍、金壇県が一・七二倍となり、丹徒県の場合のみは北宋期の「粳米十塩米」徴収量に近い数値で推移しているものの、全体としては県レベルでの原額存在・維持は窺えない。

以上のように、残存する兩税統計の数値について調べた結果、鎮江府では府のレベルでも県のレベルでも、斯波氏が蘇州で指摘したような秋苗額の静的な停滞は見られず、逆に南宋期における秋苗粳米徴収量の顕著な上昇という事態が特徴的である。ではこれは、北宋期に定められた基準徴収量 \parallel 原額が、鎮江府においては変更されたということを示すのであろうか。あるいは、そもそも鎮江府においては原額というものは存在していないということの意味しているのであろうか。次に考察しなければならぬのは、鎮江の府のレベルにおける、この南宋期における二万石弱から三万六千石余におよぶ増加の中味である。

① 例えば、前掲宮沢一九八五論文においては兩税秋苗原額存在と其の維持という視点は無い。氏は、浙西畝田地帯の特徴の一つとして、「苗米／田面積」 \parallel ②とし、この②の値の税率——地方志などに見え

る税則、毎畝の規定税額——に対する低_々を指摘し、「國家の把握する田はすべて規定の税が課せられるとすれば、本来②の値は税率と一致するはずである」(五五頁)とされ、この不一致つまり低_々——三分の一度度——の理由は、正規の課税がかかる熟田(税田)の、田面積中に占める割合が低く、水位の關係上二〜三年に一度耕作する「易田」と呼ばれる開発途上の不安定な耕地が大量に存在したことにあるとされている。また、畝田地帯の秋苗米歳額の不変性を述べ、その理由もこれと同じことを挙げておられる。しかし筆者は、こうした②の値の低_々や歳額の不変性は、農業サイドからだけでなく、財政に関わる場合には行政側の要因も考慮しなくてはならないと考える。税則上の税率と実際上の畝当り実徴税額——これが②に当る——との違いは、氏の言うような要因よりは、むしろ開発の進展、耕地の増加、生産総量の増大という社会・経済の現実と、王朝の伝統的「祖額」、*「原額主義」*との乖離を表現したものに他ならない。北宋期に決められた兩税原額(歳額)は常に固定されたままなのに対し、在地では現実に開発が進み登録耕地・課税対象田が徐々に増加しているとすれば、当然畝当り実徴税額は当初よりも下がって行くわけである。また最近島居・康氏は兩税苗米の原額の固定・存続について否定的な見解を出しておられる(『南宋の上供米と兩税米』、『東洋史研究』五一―四、一九九三、のち『宋代税政史研究』所収)。

- ② 前掲一九八六論文三三頁、一九八七論文二一〇・一二二頁参照。
 ③ 前掲一九七四論文一四一〜一四四頁、一九八七論文二一〇頁参照。
 ④ 前掲一九八六論文三二四〜三二五頁「表7 宋代長江下流秋苗額」、一九八七論文一〇八〜一〇九頁「表9 宋代秋苗額及其変化」。
 ⑤ 一九八六論文三二六頁。

⑥ 斯波氏が実証された原額とは、東南六路上供米に關してであり、必ずしも府や州レベルでのそれは意味してはいないというところは、仏教

大学の宮沢知之氏に指摘していただいた。ただし斯波氏は、一九八六論文三二二頁において、江西路臨江軍新淦県の例では「秋苗原額」、同三一六頁の蘇州の例では「元豊祖額」という表現をしておられる。

⑦ 鎮江府の塩米は、五代南唐の時に淵源する秋税粳米の附加税（沿納・沿徵）で、本来は民戸に対して官より塩が支給されたものであったが、宋代では塩の支給は無くなっていた。前掲周麟一九六〇論文五五九・五六二頁参照。

⑧ 南唐以来の各種の沿納税目のうち塩博袖絹・塩博斛斗など過半は南宋に至るまで徴収され続けた。前掲周麟一九六〇論文五六一・五六二・五七〇頁参照。塩米に類するものとして、鎮江府の兩税税目中に「塩絹」がある。これも塩米と同じく北宋大中祥符時には三五五四匹が徴収されているが、以後税目としては消えてしまい、徴収量が増加している夏税絹の中に繰り込まれたと考えられる。『嘉定鎮江志』巻五「常賦」の条参照。

三 鎮江府の加耗米改革

南宋時代江南の諸府州では、兩税の秋苗粳米に対して一定の割合で加耗米——運送・保管等において見込まれる目減り分という名目による付加徴収米——が課され、府州県の財政は主としてこれによって支えられるようになっていた。① 鎮江府も例外ではなく加耗米が徴収されており、時の知府によって二度にわたる加耗米の改革が実施され、そしてまたこの加耗米が前節の鎮江府秋苗粳米の増加と密接に関連していたのである。

劉莘『漫塘集』卷二三「鎮江府減秋苗斛面記」^②は、鎮江府の加耗米改革の顛末を記したものであり、やや長文ではあるが以下に引用する。

州県が常賦の輸を受くるに、耗あり費あり、未だ贏を正数の外に取るを免れず、しかも取る所復た分隸あり。賢牧守に藉りて惟正の供を使いんと欲するも、勢としてべからざるあり、所在皆然り。(A)乾道の間、南徐郡太守の宣城の陳公天麟が、始めて正苗一石の外において、定めて三斗八升の數と為し、仍お民をして自ら行鑿せしめ、吏はその手を上下するを得ず、一時便と稱す。(B)その後、數は定めあると雖も、しかるに斛斗は更易し、官・吏は並縁増加して、正數に視ふるに幾んど倍蓰す。……(C)今、太守の韓公が郡に到り、上恩を広め民力を寛かにする所以を思いて、受輸の官・吏に戒飭して多くを常數の外に求むること毋からしめ、惟だ謹なれば亦た既に績を底さしむ。又、この郡の無窮の計を為す所以を思いて、乃ち尽く府・県倉の斛斗を索め、一に文思院の頒つ所に準じてこれを更新せしむ。ここにおいて、官に在りては則ち三斗八升の數は虧けず、しかも民間が一石を輸送するに、常歲に視ぶるに殆んど三斗八升の利を獲るに止まらず。千里の宅生するものは欲呼起舞す。(D)既にして、辭を合して郡民劉某に請

いて、その事を石に書して以て公の徳を忘るること無からしめんことを丐えり。……公の諱は大倫。今、治最なるを以て位を省郎に擢んでられ、就ち淮浙の兵餉を繕へ、兼ねて本府まほを知すると云えり。端平甲午（元年、一二三四）の清明の日に記す。^③

全体は、冒頭の導入部分、加耗米改革の推移を記した部分、(D)以下の劉宰のコメント及び補足説明の部分の三つに分けられ、加耗米改革の推移がさらに(A)・(B)・(C)に分かれる。ここでは、二人の知府の在任期間を他の史料によって補いつつ、(A)(B)(C)の部分から読み取ることができる改革の内容を整理してみる。

乾道四年（一一六八）に陳天麟が鎮江府知府として赴任する以前は、鎮江府下では秋苗の加耗米についての確たる規定は存在せず、加耗米の徴収率は現場の胥吏の手に握られており、いわば野放し状態であった。

(A) 乾道四年七月に知府陳天麟が赴任し、彼の下で加耗米改革に手をつけられる。その内容は、秋苗（粳）米一石につき加耗米三斗八升——三八%——と定め、また受納の際の槩量は納税戸が自分で行うことを許すものであった。これによって受納担当の胥吏は不正を働くことができなくなり、当時民戸にとって利便であると称讃された。

(B) その後乾道六年（一一七〇）二月に陳天麟が離任してからは、秋苗一石につき加耗米三斗八升という規定はあるものの、枘目の大きさをめぐる不正や官僚と胥吏が結託しての不当徴収によって、加耗米は実質的に（数倍に？）増加していく——この時期の加耗米徴収率については後述——。

(C) 紹定三年（一二三〇）二月に、知府韓大倫が到任し、再度の加耗米改革が始まる。まず受納担当の官員・胥吏に対して規定量以外の加耗米を徴収することを厳しく戒め、同時に本来の職分を慎重に守って励めば十分であるということを示した。

次に、不正の温床となっていた府倉・県倉のマスを全て提出させ、一率に官制の工部文思院のマスにならって作りかえさせた。先の加耗米三斗八升の規定をより厳格に実施することとなったのである。

さらに同書卷一七には「回韓守減苗斛割」という、加耗米の改革について劉宰が知府韓大倫の下問に答えた一文が収められている。

一邑九郷無告の民を軫念し、尽く三斛八勝並縁の槩を革めんとす。二斛が頒下され万衆は權呼す……。小民の輸する所は僅かに斛勝に止まれば、則ち斛勝も亦た宜しく更むべき所なり（更に乞う、斛一二面を造りて差下されんことを。則ち

小戸の賜を受くる者尤も多からん。黠吏の増す所は常に勺合より始まれば、則ち勺合も亦た宜しく戒むべき所なり（乾道中、太守陳天麟侍郎が倉・場の諸色合用を総計し、定めて三斗八勝と為し、人戸をして自から斛槩を行わしむ。

後、却て更に三斛八勝斗の上において増加せり。竊かに乞う、旨意を明述して詳かに文移に載せられんことを（その説、四斛三升斗にして、逐項の各色は、将来更には添ずるを許さず）^⑤……

ここには先の「鎮江府減秋苗斛面記」の(A)(B)に当る、乾道年間の知府陳天麟による改革と、その後の加耗米の秋苗米每石三斗八升の線を越えての増大についての指摘の外に、「鎮江府減秋苗斛面記」には見えない事柄が述べられている。その一つは、劉宰が韓大倫に斛マスだけでなく、斗マス・升マスをも頒下するよう請うていることであり、今一つは、「四斛三勝（四斗三升）」という加耗米の値である。そして後者、劉宰の加耗米四斗三升という説は結局採用されることはなかったが、^⑥「鎮江府減秋苗斛面記」では明らかでなかった乾道の改革後の加耗米の増加量が、これによって推測できるのである。すなわち、劉宰は当時の諸事情・諸経費を勘案した上で三斗八升を上廻る四斗三升の説を出したはずであり、とすれば加耗米の増加も最低この四斗三升を越えるものであ

ったと考えられよう。四斗三升という値は乾道以後における加耗米の増加という現実を踏まえた上でのものであり、実際にはこれを越える加耗米徴収が存在した中で一つの折衷案としての数値であったと思われる。

以上要するに、鎮江府下では乾道年間に知府陳天麟により加耗米改革に始めて手がつけられ、秋苗粳米一石につき加耗米三斗八升（三八%）の徴収を行うことが規定されたが、その後の規定はしだいに有名無実化してしまい、加耗米は四斗三升あるいはそれ以上へと上昇していく。紹定年間になって韓大倫が知府として赴任し再度の改革が実施されることとなる。一時加耗米四斗三升という議論もあったが、結局先の陳天麟の時の三斗八升の値に落ち着き、倉のマスを入れて文思院マスにならって造り直すことにより、より嚴格に加耗米規定の徹底がはかられた。

さて、ここで二度にわたる鎮江府での加耗米改革とその経緯を、前節で述べた表1に見える秋苗粳米（粳米+塩米）徴収量の北宋大中祥符時から南宋咸淳時に至る変化と重ね合わせてみると、興味深い事実が浮かび上がってくる。表2は、秋苗粳米徴収量の変化と加耗米改革の推移を一覧表にしたものである。

大中祥符時の秋苗米を前節のように「粳米+塩米」の七万二千六九石とすると、南宋嘉定時の粳米一〇万九〇六六石との差額は

表 2

	秋 苗 粳 米	加 耗 米 改 革
北 宋	大中祥符(1008~16) 「粳米+塩米」= $\frac{72,769 \text{ 石}}{\text{(指数 1)}}$	※ 加耗米に関する規定無し
南	嘉定(1208~24) 「粳米」= $\frac{109,066 \text{ 石}}{\text{(指数 1.499)}}$	乾道 4 ~ 6 (1168~70) ・知府陳天麟 ・加耗米每石 3 斗 8 升 ・納税戸自らが槩量 淳熙~宝慶・紹定 2 (1174~1229) ・加耗米の増加 每石 4 斗 3 升以上へ
	宋	紹定 3 ~ 6 (1230~33) ・知府韓大倫 ・加耗米每石 3 斗 8 升 ・文思院マス
	宝祐 4 (1256) 「粳米」= $\frac{99,368 \text{ 石}}{\text{(指数 1.366)}}$	
	咸淳(1265~74) 「粳米」= $\frac{92,290 \text{ 石}}{\text{(指数 1.268)}}$	

三万六二九七石となり、四九・九%の増加となる。宝祐四年の粳米九万九三六八石は差額二万六五九九石、三六・六%の増加となり、咸淳時の粳米九万二二九〇石は差額一万九五二一石、二六・八%の増加となる。例えば大中祥符の七万二七九石を一(指数)とすれば、嘉定時は一・四九九となり、大中祥符時比べて秋苗粳米一石当り〇・四九九石の増加となる。同様に宝祐四年は一・

〇・二六八石と数値が低くなっているのは、景定年間(一二六〇~六四)に買似道の公田法実施により、鎮江府下の登録田のいくらかが府の所管を離れたことによるのであって、加耗米の徴収率が低下したためではない。『至順志』巻六「秋租」に引く『咸淳志』の割注に「景定四年二月、回買公田、並拘没丁府隱寄田地、

三六六、〇・三六六石の増加、咸淳時は一・二六八、〇・二六八石の増加となる。これら大中祥符時の七万二七九石を基準とした増加率・指数を、鎮江府における加耗米改革での加耗米の徴収率——秋苗粳米一石当りの加耗米徴収量——と比べ合わせてみると、この二者がほぼ完全に符合することがわかる。つまり嘉定時の每石〇・四九九石(四斗九升九合)、宝祐四年の每石〇・三六六石(三斗六升六合)の割合での増加分を加耗米の徴収率と考えれば、秋苗粳米の増加率が加耗米改革の時間的推移に一致するということである。

嘉定年間の每石〇・四九九石は、乾道の陳天麟の改革の後、加耗米が四斗三升(〇・四三石)以上へと増えた時期の値と見なすことができ、宝祐四年の每石〇・三六六石は、韓大倫による第二次の改革の厳正さと持続性を示しているのに他ならないのである。咸淳時に每石

計消割三県粳米七千七十八石二斗四合一勺・糯米七百一十六石四斗六合六勺・布豆藤錢三千二百二十五貫九百三十五文九分三釐」とあり、鎮江府下の田地が公田として買上げられ、その結果府下三県で合計粳米七〇七八石余が秋税の中から抹消されたことがわかる。咸淳時の粳米九万二二九〇石にこの七〇七八石を加えると九万九三六八石となり、宝祐四年の秋苗粳米徴収額に一致する。つまり、咸淳時の毎石〇・二六八石は、大中祥符時の七万二七六九石を基準に計算したため、宝祐四年よりかなり下がっているように見えるのであり、実際には宝祐四年の九万九三六八石、〇・三六六石から変化は無く、やはり紹定年間の改革の持続性が守られているのである。

前節で述べ、表1・表2でも確かめられる鎮江府の秋苗粳米の北宋から南宋にかけての明らかな増加は、北宋時の秋苗粳米徴収額が南宋に到って変更増大したのではなく、加耗米部分をも合算した値が地方志中に記載されていることによるのである。要するに、北宋大中祥符時の「粳米十塩米」〔七万二七六九石〕は宋一代を通じて不変であり、常に秋苗粳米徴収量の基準額として存在していたと言うことである。そして、この基準額に加耗米部分を加えたものが、嘉定時の一〇万九〇六六石であり、宝祐四年の九万九三六八石であり、咸淳時の九万二二九〇石であったのであ

る。秋苗粳米徴収量の変化と加耗米徴収率との対応は単なる偶然ではなく、このように解釈するのが妥当である。北宋初期から南宋に至るまで基準額として固定されていた七万二七六九石こそが、鎮江府における秋苗粳米の「原額」であったのである。

① 前掲周藤一九六三論文参照。

② 本稿で引用した劉宰『漫塘集』の三つの史料は、既に周藤氏が一九六三論文の註④で指摘されているものである。ただし、氏の関心は加耗米の割合のみにあり、秋苗粳米、塩米との関連や原額、それに鎮江府下の加耗米改革の推移については触れておられない。

③ 州県受常賦之輸、有耗有費、未免取贏於正數之外、而所取復有受隸。藉賢收守、欲使惟正之供、而勢有不可、所在皆然。乾道間、南徐郡太守宣城陳公天麟、始於正苗一石之外、定為三斗八升之數、仍民自行喫、吏不得上下其手、一時稱便。其後效雖有定、而斛斗更易、官吏並緣增加、視正數幾倍蓰。……今、太守韓公到郡、思所以広上恩寬民力、戒飭受輸官・吏、毋求多於常數之外、惟謹亦既底績。又、思所以為此郡無窮之計、乃斥索府・県倉斛斗、一準文惠院所頒、更新之。於是、在官則三斗八升之數不虧、而民間輸送一石、視常歲殆不止獲三斗八升之利。千里老生歡呼起舞。既而合辭請於郡民劉某、丐書其事於石以無忘公之德。……公諱大倫。今以治最擢位省郎、就總淮浙兵餉、兼知本府云。端平甲午清明日記。

④ 『嘉定志』卷一五「宋潤州太守」、『至順志』卷一五「宋太守」。

⑤ 軫念一邑九鄉無告之民、屢革三斛八勝並懸之獎。二斛頒下、万衆稱呼。……小民所輸、僅止糾勝、則糾勝亦所宜更(更乞、造斛一面免下。則小戶受賜者尤多)。監吏所增、常始勾合、則勾合亦所宜戒(乾道中、太守陳天麟侍郎、總計倉・場諸色合用、定為三斛八勝、許人戶

自行斛粟。後、却更於三斛八勝上増加。竊乞、明述旨意、詳載文移

（其說四斛三升、逐項各色、將來不許更添）。……

⑥ 「回守減苗斛割」は韓大倫により第二次の加耗米改革が検討・実施されつつあった時期に書かれたものであるのに対し、改革終了後韓大倫が知府の任を離れた後に記された「鎮江府減秋苗斛面記」には四斗三升の値は見えないことから、韓大倫の改革では四斗三升の値は採用されなかったと考える。

⑦ 先の(田)中の「視正教、幾倍蕪」という表現は多分に修辭的な表現であらう。同書巻四「憶昨行寄呈劉法曹」にも「明年按籍取之民、三斗八升更増五」、「明年四斗三升之上更増料」とあり、四斗三升の値が挙がっている。

⑧ 本来は、公田法実施により大中祥符時の七万二七六九石の粳米のうち抹消された額を差し引いた値を基準に計算すべきであるが、この抹消された額についての史料は無い。『咸淳志』割注の「粳米七千七百八石」余は、加耗米をも含んだ数値である。

おわりに

以上三節にわたる考察を整理し、若干の課題と展望を述べ結びにかえる。

南宋期において鎮江府では府の段階で兩稅秋苗粳米の原額が存在——県段階では有意な変化はたどれない——しており、北宋大中祥符時の徴収額七万二七六九石（粳米十塩米）がこの原額であった。南宋になって秋苗粳米の徴収額が増加しているのは、秋苗

粳米一石につき三八%あるいは四三%以上の加耗米の徴収額が合算されていることによるのであり、大中祥符時の原額が変更されたためもしくは原額が存在しないためではない。大中祥符時の七万二七六九石は北宋・南宋を通じて不変であって、常に秋苗粳米徴収量の基準額として存在していたのである。さらにこの大中祥符年間（一〇〇八～一六一）という時期は、斯波氏が明らかにされた東南六路上供米原額六〇〇万石（六二〇万石）が設定された景徳四年（一〇〇七）の直後であり、鎮江府の秋苗粳米徴収量の原額も六路上供原額設定に直接淵源するものと考えられるのである。加えて言えば、六路上供総額が決定・固定されると同時に、鎮江府においても従来の粳米徴収実績をもとに、上供・留州等の諸経費さらには加耗米をも勘案しつつ府の粳米徴収原額が設定され、宋朝治下の府財政の枠組が形成されたと思われる^①。

宋代における兩稅の原額や原額の前提とした上での財政的原額主義に関しては、否定的な見解も二・三見られる^②。しかし、先の浙西畝田地帯における「苗米／田面積」の値と稅則の不一致の解釈や、そこから導き出される畝田地帯の農業の不安定性の議論なども、原額の存在を考えた方がより合理的であろう。また、一見すると秋苗額が大きく変化しているような場合でも、景德四年に近い時期の北宋時における当該府州の徴収額——筆者の考え

る原額の値——と比較してみる必要がある。宋代の少なくとも東
南六路の各府州における両税（粳米）徴収原額は、景德四年前後
に設定された可能性が高いと考えられるからである。

ただし、鎮江府における秋苗原額の存在を東南六路以外の全ての府州、全ての地域に敷衍することについてはやや慎重でありたい^④。それを示す確実な史料を欠くことと、中央集権的・一元的なイメージと違い、宋代の両税は税目一つとっても府州によって多様であり、府州ごと、地域ごとに検証すべきであると思われるからである^⑤。

南宋時代に府州のレベルで両税の原額が存在したことを認めるならば、次のような展望が可能となる。まず、宋朝国家においては実質的な輕税方針の大原則が継続的に存在したのであり、これまでの際限なく農民の租税負担が増大していったとする重税論は一定の修正を迫られることになる。次に、七八〇年の両税法施行に伴い、「量入制出」という均田租庸調制下の財政原則から、「量出制入」へと大転換をしたとする見解は、再検討の必要が生じる^⑥。さらに、後代の王朝国家の財政構造との共通性が看取され、明清時代の財政的傾向の出発点として宋朝財政を位置付けることも視

野に入ってくるのである。

必ずしも個の集積が全体を形成するとは限らないが、個の地道な集積無くして全体を語ることは危険である。宋代の財政に関しては比較的豊富な地域・地方レベルの史料が残されている。有意義な個の分析と再構成によってこそ、全体への有効なる批判をなし得るであろう。

① 筆者は現在のところ、大中祥符時の秋苗粳米七万二千七百七十九石中には、五代・宋初以来鎮江府下で徴収されていたであろう加耗米も含まれていたと考えている。そして一旦原額内に合算されてしまったそれまでの加耗米は、附加税としての名称と実質を失い、以後原額の構成要素として不可分のものとなったのである。

② 前掲宮沢一九八五・島居一九九三論文。

③ ただし、残念ながら北宋期の府州の両税データはほとんど存在しない。

④ 第一節「南宋期の鎮江」で指摘した鎮江の農業・経済事情の他の浙西府州との相違や、地方志中に加耗米が何らの説明無しに、秋苗粳米中に合算されていることの特異性も考慮する必要がある。

⑤ 東南六路においても、加耗米の取り扱いからもわかるように、財政運用は相当程度現場の官員の裁量にまかされており、多様であった。

⑥ 前掲斯波一九八七論文二〇頁において明確に指摘されている。

（帝塚山大学非常勤講師）